

ミャンマー連邦共和国
意匠登録出願(ID-1)の手引書
商業省，知的財産庁
2023年10月27日

目次

1. 出願人
2. 代理人(いる場合)
3. 代理人の居所の完全な宛先(又は事業所の完全な宛先)，電話番号及び電子メールアドレスを記載する。
4. 創作者
5. 意匠の数
6. 意匠に係る物品の類，小類及び物品名称
7. 1の出願に1又は2以上の意匠を含めることができる。
8. 意匠の図面
9. 意匠の説明
10. 優先権の主張
11. 博覧会優先権の主張
12. 公開の延期
13. 納付
14. 出願人(又は代理人)の署名

意匠登録を出願するためには、出願人は、自ら又は正式に選任された代理人を通じて、出願様式 ID-1 をビルマ語又は英語で完成させ、かつ、次の何れかの方法を用いて登録官に願書を提出しなければならない。

- (a) 庁が指定する電子システムによる出願
- (b) 庁で直接出願

意匠登録出願には、次の書類及び詳細を含まなければならない。

1. 出願人

(a) 出願人が2人以上いる場合、「出願人が2人以上いる場合、別紙を使用」の枠にチェックを入れ、各出願人に関する情報を別紙の A4 用紙に記載して提出する。

(b) 出願人が自然人の場合、出願人が自然人であることを示す枠にチェックを入れる。出願人が法人の場合、出願人が法人であることを示す枠にチェックを入れる。

(1) 出願人が自然人である場合

(a) 氏名

例：XXXX

(b) 国民登録証番号／旅券番号

例：国民登録証番号

又は、外国人の場合、旅券番号

(c) 宛先の詳細

出願人の完全な宛先の詳細を記載する。

例：XXXX, ミャンマー

(d) 電話番号及び電子メールアドレス

例：XXXX, XXXX@gmail.com

(e) 国籍、居所を有する国及び商業又は事業の設立国を記載する。

例：国籍：ミャンマー

居所を有する国：ミャンマー

商業又は事業の設立国：ミャンマー

(2) 出願人が法人である場合

(a) 名称

例：AAA 有限責任会社

(b) 法人登録番号

例：会社登録番号 XXXX/2023

(c) 完全な宛先

法人の完全な宛先を記載する。

例：XXXX, ミャンマー

(d) 電話番号及び電子メールアドレス

例：XXXX, XXXX@gmail.com

(e) 法人の種類及び設立国を記載する。

例：法人：非公開有限責任会社

法人の種類 協同組合

設立国：マレーシア

注：

国内外のすべての会社、企業その他法人格を有する団体／組織／事業体を記載する。

2. 代理人(いる場合)

代理人による出願の場合、代理人は、国内に居住し、国民登録証を有し、18 歳以上であり、かつ、省が定める資格を満たす者でなければならない。

代理人については、次の情報をすべて記入しなければならない。

(a) 名称

例：XXXX

(b) 国民登録証番号

例：XXXX

3. 代理人の居所の完全な宛先(又は事業所の完全な宛先)、電話番号及び電子メールアドレスを記載する。

(a) 居所の完全な宛先(又は事業所の完全な宛先)

例：XXXX, ミャンマー

(b) 電話番号及び電子メールアドレス

例：XXXX, XXXX@gmail.com

(c) 複数の代理人を選任できるが、願書その他関連書類には1人の代理人の名称のみを記載し、また、連絡は当該代理人のみに対してなされる。

(d) 代理人を選任する際には、出願様式 ID-2 を委任状とともに提出する。

代理人を選任する者がミャンマーの居住者でない場合又は外国の居住者である場合、その者の居所を有する国又は法人事業の所在する国を表示する。

公証人により認証された委任状(ID-2)の真正な謄本を提出する。

注：

委任状(様式 ID-2)に記載する情報は、記述したとおりに正確に記入しなければならない。

4. 創作者

(a) 出願人は、自身が創作者であるか否かを、様式 ID-1 の(3)の枠にチェックを入れることにより示さなければならない。

(b) 出願人が創作者でない場合、出願人は様式 ID-1a を用いて「意匠登録を出願する権利に関する宣言書」を提出しなければならない。

注：

出願人の意匠登録を出願する権利を示す様式 ID-1a に記載するすべての情報は、完全かつ正確でなければならない。(*)が付された情報は、必須である。

5. 意匠の数

登録を求める意匠の総数、図面の数及び A4 用紙の枚数を記載する。

図面は A4 用紙とし、かつ、用紙の片面のみに記載しなければならない。

注：

出願に係るすべての物品は、意匠の国際分類において同一の類に属していなければならない、また、意匠の数は 100 を超えてはならない。

6. 意匠に係る物品の類、小類及び物品名称

様式 ID-1 において登録を求める意匠に係る物品の類、小類及び物品名称を最新版の意匠の国際分類(ロカルノ分類)に従って分類し、記載する。(5)には、出願に係る物品の類、小類及び物品名称についての詳細な情報を記載する。

ロカルノ分類には 32 の類がある。出願される意匠に係る物品の類番号を正しく記載する。

7. 1 の出願に 1 又は 2 以上の意匠を含めることができる。

2 以上の意匠を含む場合、意匠の数に応じて手数料を納付する。意匠の分類の調査及び審査を容易にするため、ロカルノ分類で指定されている意匠の類、小類及び英語での物品の詳細を記載する。

例：

意匠の通し番号 [意匠の番号]	図面の総数 [複製の総数]	意匠に係る物品の種 類並びに類及び小類 [意匠の類及び小類]	物品名称 [物品の表示]
1	7	03-01	ハンドバッグ
2	7	03-01	財布

注：

様式 ID-1 の(5)が出願に係る意匠をすべて記載するのに不十分である場合、別紙を提出することができる。

8. 意匠の図面

様式 ID-1 の(6)の「意匠の図面を別紙で提示」の枠にチェックを入れた上で、上記の詳細に従って、意匠の図面を別紙で提示する。

使用する別紙の枚数を記載する。

(a) 図面、写真又は画像の形式で提示する。

(b) 図面、写真又は画像は、白黒又は色彩とすることができる。

(c) 不透明であり、かつ、切り取り又は刻印が不可能な白色の A4 用紙(厚紙不可)の片面のみを使用して提出する。図面又は写真の大きさは 16cm×16cm を超えてはならない。

A4 用紙の左端に 3cm の余白を設ける。

(d) 電子提出は、デジタル画像(JPG)形式とし、2 メガバイトを超えてはならない。

画像解像度は、1 インチあたり 300×300 ドット(300dpi)としなければならない。

(e) 意匠の本質的な特徴に関係のない語、文字又は数字は、図面から削除する。それらが意匠の不可欠な部分である場合、その部分について排他権の対象とならない旨を記述する。

(f) 各意匠に番号を付す。

(g) 番号は各図面の近傍に記載する。

(h) 1 の意匠の異なる図に番号を付す場合、2 つの数字をピリオドで区切って連続的に番号を付す。

例：1.1, 1.2, 1.3, 1.4, 1.5 など

(i) 複数の意匠を含む出願においては、各意匠に異なる番号を付す。

例：1.1, 2.1, 3.1, 4.1 など

(j) 意匠のすべての部分が明確に識別でき、かつ、公開のために十分な品質でなければならない。

(k) 保護を受けようとする意匠を、他のものと混合せずに表示する。淡色の、過度に暗くない背景に対して意匠を表示する。背景は、意匠を組み込む物品の形状が明確に視認できるものでなければならない。

(l) 意匠の保護を受けようとしな部分、破線又は点線で示す。大きな物品の一部分のみの保護を求める場合、意匠を識別するために、保護を受けようとしな部分を薄い色で表示する。

(m) 平面物品については、少なくとも1の図を提出する。立体物品の場合、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図に加え、意匠全体の斜視図を提出し、あらゆる角度から意匠の特徴を示す。

(n) 意匠の外観の特徴が、異なる角度から見て同一である場合、再度描写する必要はない。その場合、明確かつ完全な説明を記載する。

例：「意匠の左側面は右側面と同一である。」など

(o) 繰り返される表面模様を含む意匠の各図面には、表面模様の完全な最小単位を提示し、かつ、繰り返しの部分を十分に示す。

(p) 出願人が存命中の者の名称又は肖像を意匠に使用する場合、その者の承諾書を登録官に提出しなければならない。死亡した者の名称又は肖像を使用する場合、その者の法定代理人又は承継人の承諾書を登録官に提出する。

9. 意匠の説明

出願に係る意匠の説明は、100語を超えてはならない。十分なスペースがない場合、提出する別紙の枚数を記載して別紙を使用することができる。

例：

ハンドバッグについて：正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図、斜視図、合計7図を添付書類として提出する。

財布について：正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図、斜視図、合計7図を添付書類として提出する。

注：

説明には、意匠の新規性若しくは技術的機能又はその有用性に関する記述を含めてはならな

い。

10. 優先権の主張

(a) パリ条約同盟国又は WTO 加盟国における意匠登録出願の日から 6 月以内に、同一の意匠について優先権を主張することができる。このような主張を行うため、様式 ID-1 の (8) の枠に関連情報を記入し、チェックを入れる。

例(1) : 優先権主張が、出願において指定された意匠と同一である場合、次のように記入する。

意匠の通し番号 [意匠の番号]	先の出願の国名及び庁 [先の出願の国及び庁]	先の出願の番号 [先の出願による優 先権主張番号]	先の出願の出願日 [先の出願による優 先日]
1	インドネシア, インドネ シア特許庁	IDN/12345/23	2 - 4 - 2023
2	カンボジア, カンボジア 特許庁	KBD/12345/23	6 - 5 - 2023

例(2) : 本出願において記載された意匠が、先の出願に係る意匠の一部のみと同一である場合、意匠の同一である当該一部についてのみ優先権を主張することができ、本出願の (8) の表に記載しなければならない。

意匠の通し番号 [意匠の番号]	先の出願の国名及び庁 [先の出願の国及び庁]	先の出願の番号 [先の出願による優 先権主張番号]	先の出願の出願日 [先の出願による優 先日]
1	カンボジア, カンボジア 特許庁	KBD/12345/23	6 - 5 - 2023

(b) 優先権主張の基礎とする出願の真正な謄本を提出する。真正な謄本が英語又はビルマ語以外の言語で作成されている場合、英語又はビルマ語への翻訳文を提出する。願書と同時に提出できる場合、(8) の「同時に提出」の枠にチェックを入れる。願書と同時に提出できない場合、(8) の「出願日から 3 月以内に提出」の枠にチェックを入れ、出願日から 3 月以内に提出する。

注 :

優先権を主張する出願人が先の出願の出願人でない場合、出願人は、優先権の移転を証明する書類を願書とともに登録官に提出しなければならない。

11. 博覧会優先権の主張

(a) 関係国の政府が開催し又は公認した国際博覧会において意匠登録出願日前 6 月以内に出品された意匠と同一の意匠について、博覧会優先権を主張することができる。このような主

張をする場合、様式 ID-1 の(9)の枠にチェックを入れ、関連情報を完全に記入する。

例(1)

意匠の通し番号 [意匠の番号]	出品博覧会名称 [博覧会名称]	博覧会開催地 [博覧会開催の国名, 地名]	博覧会初出品日 (dd/mm/yyyy)
1	シンガポールビエン ナーレ 2023	ライオンシティ (シンガポール)	1/9/2023
2	シンガポールビエン ナーレ 2023	ライオンシティ (シンガポール)	1/9/2023

例(2) : 本出願に係る意匠が、先に国際博覧会に提出又は出品された意匠の一部と同一である場合、意匠の博覧会優先権の対象となる一部のみを本出願において次のように記載する。

意匠の通し番号 [意匠の番号]	出品博覧会名称 [博覧会名称]	博覧会開催地 [博覧会開催の国名, 地名]	博覧会初出品日 (dd/mm/yyyy)
1	シンガポールビエン ナーレ 2023	ライオンシティ (シンガポール)	1/9/2023

(b) 博覧会優先権の主張

博覧会優先権を主張する場合、出願人は、創作された意匠が博覧会で実際に開示されたことを証明する博覧会当局が発行した証明書を提出しなければならない。この証明書は、当該創作が出願に係る物品の種類及びその名称に使用される意匠を構成することを有効に証明するものでなければならない。

証明書が英語又はビルマ語以外の言語で発行された場合、英語又はビルマ語への翻訳文を提出しなければならない。

証明書を願書と同時に提出できる場合、出願人は様式 ID-1 の(9)の「同時に提出」の枠にチェックを入れなければならない。

願書と同時に提出できない場合、出願人は様式 ID-1 の(9)の「出願日から3月以内に提出」の枠にチェックを入れ、その期間内に確実に提出する。

12. 公開の延期

出願人が公開の延期を希望する場合、その期間は出願日又は優先権(博覧会優先権を含む)の主張日から18月を超えてはならない。

延期を請求するために：

出願人は様式 ID-1 の(10)の「意匠の公開の延期を請求する」の枠にチェックを入れ、意匠の番号及び請求期間を所定の表に明記しなければならない。

スペースが更に必要な場合、出願人は(10)の「スペースが更に必要な場合、チェックを入れ、別紙を使用」の枠にチェックを入れ、また、別紙を願書とともに提出しなければならない。

例：

延期される意匠の番号 [延期意匠の番号]	延期される期間 [延期期間]
1	29-9-2023 から 28-12-2023 まで:3月)

13. 納付

意匠登録の手数料は、様式 ID-1 の(11)に従って納付しなければならない。1 の出願に複数の意匠を含む場合、所定の手数料は相応に変動する。納付証明(領収書)を同封しなければならない。

例：

- 意匠出願料
- 1 意匠：120,000 チャット
- 2 意匠：240,000 チャット
- 公開の延期請求手数料
- 1 意匠：35,000 チャット
- 2 意匠：70,000 チャット

注：

公開の延期を請求する場合、意匠の数に応じて追加手数料が適用される。

計算例：

- 意匠出願：
 - ハンドバッグ及び財布(2 意匠)：240,000 チャット
 - 公開の延期手数料：
 - 1 意匠(ハンドバッグ)の公開の延期：35,000 チャット
- 納付すべき手数料の合計：275,000 チャット

14. 出願人(又は代理人)の署名

様式 ID-1 の(12)には、出願人又は授権された代理人が署名しなければならない。

- 署名者は、完全名称、署名年月日を記載しなければならない。
 - 法人が出願する場合、署名者は法人を代表して署名する権限の証拠とともにその役職及び法人の名称を記載しなければならない。
- 複数の出願人がいる場合、1 人のみが全員を代表して署名しなければならない。さらに、出願人間の同意書の写しも提出しなければならない。

例：

- (1) 出願人が自然人の場合：
- 署名：XXXX
 - 名称：XXXX
- (2) 出願人が法人の場合：
- 署名：XXXX

- 名称：XXXX
- 役職：代表取締役
- 法人名：AAA 有限責任会社

意匠登録出願(ID-1)において含まれるべき情報

No.	同時に提出すべき情報
1.	複数の出願人がいる場合、すべての出願人に関する情報を同時に提出しなければならない。
2.	代理人を通じて出願する場合、委任状(ID-2)とともに、代理人の意匠登録に関する証明書の写しを提出しなければならない。
3.	出願人が創作者でない場合、「意匠登録の権限を有する者に関する宣言書」(ID-1a)を出願様式と同時に提出しなければならない。
4.	意匠の図面はA4サイズ用の紙で提出しなければならない。
5.	優先権を主張する場合、先の出願の認証謄本を提出しなければならない。 ID-1において「同時に提出」とする場合、認証謄本もID-1とともに提出しなければならない。 ID-1において「出願日から3月以内に提出」とする場合、出願日から3月以内に認証謄本を提出しなければならない。
6.	優先権の場合において、出願人が先の出願の原出願人と異なるときは、出願人は先の出願人からの優先権の移転を証明する書類を提出しなければならない。
7.	博覧会優先権主張の場合、出願人は、意匠が博覧会で展示されたことを証明する、博覧会当局が発行した証明書を提出しなければならない。 ID-1において「同時に提出」とする場合、ID-1とともに証明書を提出しなければならない。 ID-1において「出願日から3月以内に提出」とする場合、証明書は出願日から3月以内に提出しなければならない。
8.	博覧会優先権を主張し、かつ、博覧会の開催初日が意匠の最初の公開展示日と異なる場合、両方の日付の証拠を同時に提出しなければならない。
9.	博覧会優先権を主張し、かつ、出願人が博覧会で意匠を最初に公開展示した者でない場合、出願人は最初の出品者が博覧会優先権を移転したことを証明する書面を提出しなければならない。
10.	納付領収書は、要件に従って提出しなければならない。
11.	複数の出願人がいる場合、出願人の1人が出願人全員を代表して署名する権限を有することを証明する書類の認証謄本を提出しなければならない。
12.	法人が出願する場合、署名者が法人を代表して行為する権限を有することを証明する書類の認証謄本を提出しなければならない。
13.	出願人がミャンマーの居住者でない場合又は外国に居住する場合、その居所又は法人事業所の所在する国の公証人によって認証された委任状(ID-2)の認証謄本を添付しなければならない。
14.	意匠に存命中の者の名称又は肖像が含まれる場合、その者の承諾書を添付しなければ

	ばならない。
15.	意匠に死亡した者の名称又は肖像が含まれる場合、その者の法定代理人又は承継人の承諾書を添付しなければならない。
16.	出願人が法人である場合、その法人の登録証明書の写しを添付しなければならない。

願書に記載されたすべての情報は完全かつ正確でなければならない。(*)の付いた箇所は記入が必須である。(*)が項番の近傍に表示されている場合、その項目全体を記入しなければならない。

意匠登録の願書は、知的財産庁のウェブサイトを経由して入手し、提出しなければならない。出願様式は次のリンクから入手できる。

(<https://www.ipd.gov.mm/industrial-design/forms>)

連絡先：

ネピドー本部

商業省，知的財産庁，事務所番号(52)

0673-430594

下ビルマ支局(ヤンゴン)

ヤンゴン，パペダン地区，カンナ通り，228/240 番地

01-8380265

上ビルマ支局(マンダレー)

マンダレー，チャンエーターザン地区，63 番通りと 64 番通りの間，35 番通り，輸出入局

09890615152